

令和 7 年度米子空港駐車場交通誘導業務委託仕様書

米子空港駐車場の運営にあたり、場内の交通誘導を行う上で必要な業務の仕様を下記のとおり定める。

記

1 委託業務の場所 境港市佐斐神町

米子空港駐車場（P 0 駐車場、P 2 駐車場、P 3 駐車場）

2 業 務 期 間

令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

3 業 務 内 容

（1）業務従事者の資格

警備業法第 2 条第 3 項に規定する警備業者の警備員とする。

（2）駐車場内の交通誘導

＜交通誘導の範囲＞

本業務における範囲は、（別添 1）米子空港駐車場平面図のとおりとする。

＜交通誘導時間帯＞

8：30～17：30の間は常時交通誘導を行う。

＜交通誘導員の配置及び具体的な業務内容＞

警備員配置計画は別記のとおりとする。

- ① 空港駐車場の交通誘導を行うこと。
- ② P 0 駐車場が満車時は、P 2 駐車場・P 3 駐車場へ優先的に車両誘導すること。
- ③ 駐車場内では交通の妨げになるような通路上への駐車はさせないこと。
- ④ 駐車場内の駐車台数（空き台数）を確認し、円滑な業務遂行に努めること。
- ⑤ 駐車場内の歩行者の安全を確保し交通事故防止に努める。
- ⑥ 駐車場施設の異常の有無等を業務日誌に記録する。

駐車場の混雑等が予想される時など、西部総合事務所米子県土整備局(又は鳥取県輝く鳥取創造本部中間山・地域振興局交通政策課 空港振興室)から交通誘導員配置の指示があった場合は配置すること。

（3）異常等発見時、緊急連絡があった際の関係機関への連絡及び保安上必要な措置

- ① 駐車場利用者からの苦情、事故発生時は、速やかに対応すること。

② 異常発見時の対応

駐車場点検時等に駐車場内に異常を発見した際は、別添 3「米子空港駐車場緊急連絡網」により速やかに関係機関に通報するほか保安上必要な措置を講じること。

(4) 服務

業務実施にあたっては、その責務を自覚し、諸法令を遵守し、誠実かつ厳正に業務を遂行するとともに、来場者に対しては親切・丁寧を旨とし、言葉使いや態度に十分注意して対応しなければならない。

(5) 業務の報告

業務月報及び業務日誌を取りまとめ、業務委託に関する提出書に付して翌月 10 日までに西部総合事務所米子県土整備局へ報告すること。

ただし、緊急時、異常時対応を行った場合は、その都度報告すること。

(6) 業務の連携

米子空港駐車場巡回点検清掃業務委託及び令和 7 年度米子空港南側駐車場巡回点検清掃業務委託をしている業者と十分に連携を図り、利用者に支障がないようスムーズな交通誘導を心がけること。

(7) その他

①西部総合事務所米子県土整備局（又は鳥取県輝く鳥取創造本部中間山・地域振興局交通政策課 空港振興室）から本業務に対する指示があった場合は、それに従うこと。

②この仕様書に定めのない事項については、必要の都度、協議の上決定するものとする。

別記

交通誘導員の配置計画

(原則 1日1名)

10月	4日, 11日, 12日, 13日, 18日, 25日
11月	1日, 2日, 3日, 8日, 15日, 22日, 23日, 24日, 29日
12月	6日, 13日, 20日, 27日(2名), 28日(2名), 29日(2名), 30日(2名), 31日(2名)
1月	1日(2名), 2日(2名), 3日(2名), 4日(2名), 10日, 11日, 12日, 17日, 18日, 24日, 25日, 31日
2月	7日, 14日, 21日, 22日, 23日, 28日
3月	1日, 7日, 8日, 14日, 15日, 20日, 21日, 22日, 28日, 29日

計 60名

(別添1) 米子空港駐車場平面図



米子空港駐車場緊急連絡網

